

(案)

厚生労働省発障第 号
平成 年 月 日

(厚生労働大臣が認める者) 殿

厚生労働事務次官

国連・障害者の十年記念施設運営委託費の交付について

標記の委託費の交付については、別紙「国連・障害者の十年記念施設運営委託費交付要綱」により行うこととされ、平成 年 月 日から適用することとされたので通知する。

別 紙

国連・障害者の十年記念施設運営委託費交付要綱

(通 則)

- 1 国連・障害者の十年記念施設運営委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 国連・障害者の十年記念施設を円滑、適正に運営し、本施設の有する障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、障害者の芸術・文化の発信機能等を十分活用した諸事業を実施することによって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、（厚生労働大臣が認める者）が、国の財産（大阪府堺市南区茶山台1丁8番1号）を使用し、別添「国連・障害者の十年記念施設運営事業委託要領」に基づいて実施する事業を交付の対象とする。

ただし、平成 年 月 日障発第 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「国際障害者交流センターの運営について」の別紙2の2の(1)で定める「利用者負担事業」は交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から使用料（本委託費により購入した備品に係る使用料に限る。）及び寄付金その他の収入額（利用者負担事業の当期収支差額に3分の2を乗じた額を含む。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
円 236,489,000	国連・障害者の十年記念施設運営事業に必要な次に掲げる経費 人件費（職員俸給、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、住居手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険事業主負担金）、諸謝金、※備品費、厚生経費、消耗品費、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、自動車損害賠償責任保険料、雑役務費、自動車重量税、自動車維持費、建物維持費、委託料、職員旅費、委員等旅費、外国人招聘旅費、会議費、借料及び損料

※備品費については、単価30万円以上の備品を除く。

（交付の条件）

5 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合に

は、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

(5) 本事業については特別会計により経理し、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) (厚生労働大臣が認める者) が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものであるときは、この補助金にかかる支出明細書を別紙様式第4により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（当該法人を所管する負傷が厚生労働省以外の場合にはその所管府省を含む。）に報告しなければならない。

(申請手続)

6 この委託費の交付の申請は、様式第1による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申

請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更も含む。）を行うものとする。

(委託費の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この委託費の実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式第2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(委託費の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により、4、6、7及び10の算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別添

国連・障害者の十年記念施設運営事業委託要領

1 目的

国連・障害者の十年記念施設（以下「施設」という。）を円滑、適正に運営し、本施設の有する障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、障害者の芸術・文化の発信機能等を十分活用した諸事業を実施することによって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

2 委託先

事業の委託先は、（厚生労働大臣が定める者）とする。

3 事業内容

(1) 施設を円滑、適正に運営すること。

(2) 障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、障害者の芸術・文化の発信機能等を十分活用して、次の諸事業を実施すること。

ア 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成する。

イ 障害関係福祉情報等提供事業

記念施設の運営の基礎となるシステムを整備するとともに、障害者への情報提供、相談事業等を行う。

ウ 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究、活動団体に対

する専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

エ 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者団体間の交流、障害を克服して活躍している芸術家やスポーツ選手等との交流などの交流事業を実施する。

4 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、平成 年 月 日障発第 号社会・援護局障害保健福祉部長通知「国際障害者交流センターの運営について」を踏まえた運営を行うこと。
- (2) 3 (2) の事業の実施に当たっては、各事業のうちで専門性、効率性を要する一部について委託して行うことは差し支えないこと。
- (3) この委託要領は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間適用すること。